

令和8年度
南防跡地周辺利活用計画検討業務委託

公 募 要 領

(公募型プロポーザル)

令和8年1月

川崎市まちづくり局

1 件名

令和8年度 南防跡地周辺利活用計画検討業務委託

2 履行期限

令和9年3月15日限り

3 目 的

「小田周辺戦略エリア（以下「当エリア」という。）」は、狭い道路や木造住宅が市域で最も集中し、地域住民の高齢化や人口減少などにより活力低下が懸念されている。

こうした課題に対処するため「南武支線沿線まちづくり方針」では、密集市街地を抱える当エリアについては、防災まちづくりをきっかけとする住環境の改善や地域の活性化などの効果的・効率的な取組を戦略的に推進するエリアとして位置付けており、更に「小田周辺戦略エリア整備プログラム」（以下「整備プログラム」という。）では、当エリアの喫緊の課題である密集市街地の改善に向けた防災性の向上などの取組を位置付け、実行してきた。

本業務は、令和8年度の南防跡地周辺利活用計画策定に向けて、整備プログラムに位置付けられた取組である南部防災センター敷地等利活用方針に基づく検討や駅アクセス改善検討を行うための支援業務を実施する。

4 準拠すべき図書等

本業務の遂行にあたっては、契約書、川崎市委託契約約款、本仕様書、設計書に基づくものとする。また、本市における防災分野に関する現行の取組や経緯を踏まえるとともに、本業務の内容と密接に関係する、総合計画、都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び都市計画法第18条の2に基づく「川崎市都市計画マスタープラン」をはじめとする本市のまちづくりの方針、「地震被害想定調査」や「地域防災計画」、「かわさき強靭化計画」など政策領域別計画等を十分に理解し、作業、調査等を行う。加えて、令和7年度に開催した川崎市PPPプラットフォーム意見交換会の実施結果概要

（<https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000177/177813/annkenn2kekka.pdf>）を参照すること。

5 業務内容

（1）南防跡地周辺利活用計画案の検討等

ア 令和8年度に策定を予定している南防跡地周辺利活用計画案を作成する。

計画案には先行地区についての次の項目を含むものとする。

- ・区域取り、事業スキーム、官民の役割分担、事業スケジュール
- ・民間事業者の公募条件
- ・南渡田との連携や周辺主要駅及び他地区からのアクセスの考え方

イ 南防跡地周辺利活用計画策定手続きのための府内調整用の資料

(2) 南防跡地周辺利活用における民間事業者の公募要綱案の検討

(3) 報告書の作成

(1)、(2) の委託内容を成果品として報告書にまとめる。

(4) 打合せ記録

打合せに関する記録は受注者が取りまとめ、監督員に速やかに提出する。

(5) 工程管理

受注者は委託業務工程表等に基づき適正な工程管理を行い、進捗状況を隨時監督員に報告する。

6 契約方式

随意契約（公募型プロポーザル方式）

7 事業規模（予算概算額）

8,855,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、上限を示すものです。

8 参加資格

- (1) 川崎市契約規則(昭和 39 年川崎市規則第 28 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 「令和 8 年度 南防跡地周辺利活用計画検討業務委託 公募要領」(以下「本公募要領」という。) に定める条件及び法令を遵守し、本事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (4) 川崎市暴力団排除条例(平成 24 年川崎市条例第 5 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項または第 2 項の規定に違反している事実がないこと。
- (6) 委託契約その他の契約を締結するにあたり、相手方が前 2 号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。
- (7) 令和 7・8 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登載されている者であること(業種コード: 12 建設コンサルタント、種目コード: 12 都市計画及び地方計画部門)。
- (8) 自治体が発注する「公有地の利活用検討の業務」(業務例: 老朽化して利用されなくなった公共施設の跡地を活用して地域及び行政のニーズに沿った施設を検討する業務など) 及び「防災関連の業務」の業務実績があること。
- (9) 共同企業体として参加する場合は、(1)～(8) の参加資格を有する者により結成されなければならない。

9 手続日程（予定）

募集開始	令和8年1月27日（火）
質問受付開始	令和8年1月27日（火）
質問提出締切	令和8年2月2日（月）
質問回答送付	令和8年2月9日（月）
参加意向申出書提出締切	令和8年2月13日（金）
提案資格確認結果通知書送付	令和8年2月19日（木）
企画提案書等の提出締切	令和8年3月6日（金）
プロポーザル評価委員会開催通知送付	令和8年3月10日（火）
プロポーザル評価委員会の開催	令和8年3月17日（火）
審査結果通知	令和8年3月末まで

10 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 双川、福本、尾張
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階
電話番号	044-200-2731
電子メール	50bomati@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時15分（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

11 応募手続

（1）応募書類等の配布

応募に関連する書類は、令和8年1月27日（火）から令和8年2月13日（金）までの間、市ホームページからダウンロードできます。また、10に記載の担当部署でも配布します。

- ・参加意向申出書
- ・辞退届

（2）参加意向申出書等の提出

必要書類	①参加意向申出書（様式1） ②8(8)に示す業務実績（概要、発注者、金額等）を記した書類 ※任意書式
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和8年2月13日（金） ※当日必着

（3）質問の提出・回答

参加を検討する者で質問がある場合は、令和8年1月27日（火）から令和8年2月2日（月）までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。

回答は令和8年2月9日（月）に市のホームページ「令和8年度 南防跡地周辺利活用計画検討業務委託に関する公募型プロポーザルについて」で公開します。

(3) 提案資格確認結果通知書の交付

「参加意向申出書（様式1）」を提出した者には、資格の有無を確認し、令和8年2月19日（木）に電子メールで「提案資格確認結果通知書（様式2）」を送付します。

※「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めるることができます。

(4) 企画提案書等の提出

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	① 企画提案書：(5)に従い、当該業務の企画提案内容を記載 ② 見積書：積算根拠がわかるよう区分（業務原価、直接人件費、直接経費（積上げ計上分）一般管理費等）ごとの内訳を記載 ③ 会社概要書：名称、所在地、資本金、主な業務内容、社員数などを記載（パンフレット可）
提出部数	①：データ（PDF形式）一式 及び データを印刷したもの 1部 ②、③：原本1部
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出期日	令和8年3月6日（金）※必着

(5) 企画提案書の記載事項等

企画提案書は、A4サイズ、20ページ以内（表紙は含めない）としたうえで、文字の大きさ等は見やすさに配慮し、次の①～⑤の項目別に記載してください。また、提案事業者の企業名を類推できる記載はしないでください。

①提案事業者及び配置する担当者の実績

提案事業者及び配置する担当者の業務経歴、近年の主な類似業務の件名、発注者、受注形態、金額、履行期間、業務概要、本件の検討に有効な類似性の特徴などを記載すること。

②取組方針

本業務における課題と、その課題に対処するための取組方針を記載すること。

③取組内容

委託仕様書の業務内容の各項目における具体的な取組内容を記載すること。

④業務実績を踏まえた工夫

本業務の実施にあたり、配置する担当者の業務実績を踏まえて工夫した取組内容を記載すること。

⑤スケジュール・実施体制

業務実施スケジュール及び業務実施体制を記載すること。なお、業務の一部を他の事業者に再委託する予定の場合はその旨を記載すること。

12 プロポーザル評価委員会

(1) 開催概要（予定）

日時	令和8年3月17日（火） ※参考時間は提案事業者ごとに異なりますので、別途、電子メールで個別に通知し
----	---

	ます。
会場	川崎市役所本庁舎 14 階 1403 会議室 (所在地:川崎市川崎区宮本町 1 番地)
参考場所	川崎市役所本庁舎 19 階 まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 ※参考場所から会場へは担当者がご案内します。
内容	説明 (プレゼンテーション) 20 分、質疑応答 10 分 ※上記時間は予定であり、参考時間の通知の際に説明・質疑応答の時間をお知らせします。 ※モニターの用意はありますので、使用する場合は書類提出時にご連絡ください。 (パソコン及びケーブルはご持参ください。モニター側の接続は HDMI です。) ※契約後に本業務を中心として携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションを行ってください。なお、出席者は 3 名以内とします。

(2) 評価委員

所属
まちづくり局市街地整備部長 (審査委員長)
まちづくり局総務部企画課長
まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長
危機管理本部危機管理部事業調整担当課長
消防局総務部企画担当課長

(3) 評価基準

評価項目	配点
1 実施体制等	45
(1) 実施体制	10
(2) 類似業務の実績	20
(3) 実施能力	15
2 企画提案力	95
(1) 資料作成	15
(2) 実施方針	40
(3) 独自視点及び創意工夫	35
(4) 見積書の妥当性	5
3 プrezentation	60
(1) 説明能力	10
(2) 質疑応答	10
(3) 担当者の能力	15
(4) 意欲	15
(5) その他	10

(4) 受託予定者の決定方法

プロポーザル評価委員は、(3)の評価基準に従い、各企画提案を審査・評価し、各委員がつけた点数の合計点が最も高い者を受託予定者として決定します。

合計点が同点の場合は、「企画提案力」の得点が高い者を選定し、「企画提案力」も同点の場合は、見積金額の低い者を選定します。

13 結果通知

審査結果は、令和8年3月末日までに電子メールで「結果通知書（様式4）」を送付します。

14 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しません。
- (3) 契約保証金について、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (4) 契約書の作成は、必要とします。
- (5) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (7) 関連情報を入手するための窓口は「10 担当部署」と同じです。
- (8) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、企画提案書等の提出期日までに辞退届（様式3）を提出してください。
- (9) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。